■ FAQ(よくあるご質問)

	Q.	A.
研究開発の) 体制 	
共同研究等	共同研究等とはどういっ	企業と実用化に向けた取り組みとして共同研究、受託研究、技術
について	たものですか?	指導、博士後期課程の学生(登録研究員)を対象とした研究イン
		ターンシップ、クロスアポイントメント制度の活用等を行うものです。博士
		前期課程や学部学生については、一定の期間継続して研究開発を
		実施するインターンシップに従事することは困難と思われるため、原則と
		して、共同研究等には該当しません。
	共同研究等に係る企	共同研究フェーズは、企業から大学等に対して共同研究費等の資
	業からの共同研究等費用	金提供がなされることを前提として、NEDO が事業に要する経費の
	と、NEDOからの助成金の	1/2 の額を助成するものとなります。
	関係を教えてください。	したがって、共同研究等によって実施する内容と NEDO が助成する
		内容については、基本的に一致することとなります。例えば、大学等が
		研究開発を行うにあたり、設備備品費(1,100 万円)、消耗品費
		(220 万円)、人件費(400 万円)、旅費(80 万円)、間接
		経費(180 万円、直接経費の 10%)が必要な場合について、大
		学等は、企業との間の共同研究契約において、設備備品費(550
		万円)、消耗品費(110 万円)、人件費(200 万円)、旅費
		(40 万円)、間接経費(90 万円)をご負担いただくこととなりま
		す。この場合、NEDO が助成する内容は、設備備品費(550 万
		円)、消耗品費(110万円)、人件費(200万円)、旅費(40
		万円)、間接経費(90 万円)となります。
	研究インターンシップを	登録研究員となる博士後期課程の学生が、共同研究等を実施す
	活用した共同研究とはどう	る企業の研究所等において、一定期間、本事業に係る研究開発を
	いったものですか?	行うことを想定しています。
		例えば、主任研究者が指導する学生を研究インターンシップに参画
		させること、あるいは主任研究者が他大学等で当該研究に関心のあ
		る学生を研究インターンシップに参加させること等を想定しています。企
		業から大学等への研究インターンシップ期間の人件費等を、共同研究
		費として取り扱います。大学等の研究員費として助成対象経費として
		計上することが可能です。
	クロスアポイントメント制	クロスアポイントメント制度とは、研究者等が 2 つ以上の機関に雇
	度を活用した共同研究と	用されつつ、それぞれの機関における役割に応じて研究開発及び教育
	はどういったものですか?	等に従事することを可能にする制度です。

	T	
		本事業におけるクロスアポイントメント制度を活用した共同研究と
		は、主任研究者もしくは登録研究員が企業の研究所等に雇用され、
		本事業に申請する共同研究等に従事することを想定しています。
		なお、企業の研究者等が大学に雇用され、本事業に申請する共
		同研究等に従事する場合において、当該業務に係る給与が企業から
		大学経由で支払われる場合、これを共同研究等費として取り扱いま
		す。
	マッチングサポートフェー	必要ありません。マッチングサポートフェーズは、NEDO 及び NEDO
	ズにおいても企業との共同	がマッチング支援業務を委託するマッチングサポート委託機関により、
	研究等は必要ですか?	企業との共同研究等の機会を創出し、共同研究等の形成を支援す
		るフェーズです。
	応募前から既に実施し	共同研究フェーズの応募要件とする企業との共同研究等は、交付
	ている企業との共同研究	決定日以降に開始されるもののみです。既に実施している共同研究
	等についても、共同研究フ	等については、これまでのものと本事業への提案内容を分けて整理し、
	ェーズに応募することは可	新たな研究開発計画(研究開発テーマ、期間、契約額等)として、
	能ですか?	共同研究等の実施に係る企業との合意書を作成してください。
	研究開発を実施する場	研究実施場所は、所属する大学等に限らず、共同研究等を実施
	所は、所属する大学等に	する企業の研究所等でも構いません。但し、助成事業を実施するにあ
	限られますか?	たって届出が必要です。
共同研究等	共同研究等を実施する	交付決定(採択決定後)までに日本国内に登記されている企業
を実施する	企業はどういったところが対	(その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点
企業につい	象となりますか?	を日本国内に有するもの)、及び技術研究組合が対象となります。
τ		規模の大小、大学発ベンチャー等の提案者(大学等)との関係は
		問いません。
		なお、大学等と企業が共同で研究開発を行い、事業終了後に共
		同研究等を実施した企業が実用化することを想定した事業であるた
		め、ベンチャーキャピタルとの共同研究等は対象となりません。
	複数の企業との共同研	可能です。共同研究等を実施する複数の企業からの共同研究等
	究等は可能ですか?	費用の総額が、NEDO に申請する助成金の額と同額以上であること
		が必要です。
		なお、同一の技術研究組合に属する複数の企業との共同研究等
		の場合も同様です。
	同一企業との共同研究	可能です。
	等について、本事業に複	但し、事業目的が同様の提案で複数応募することはできません。ま
	数応募することは可能で	た、採択決定後に、複数の提案を1つにまとめることもできません。
	すか?	なお、それぞれの共同研究等は、NEDO に申請する助成金の額と
		同額以上の、企業からの共同研究等費用の計画が必要となります。
l		

	複数の企業とそれぞれ	可能です。
	異なる共同研究等を実施	但し、事業目的が同様の提案で複数応募することはできません。
	している場合、本事業に	
	複数応募することは可能	
	ですか?	
大学等と企	企業との共同研究契約	原則として必要ありません。応募する事業期間分の共同研究等の
業との契約	について、応募する事業期	実施に係る企業との合意書を締結し、交付申請時に提出していただ
について	間分の契約書を NEDO	きます。
	に対して提示する必要は	
	ありますか?	
同一機関か	(助成金の交付先は	可能です。同一機関から複数の研究者が連名で 1 件の研究開発
らの応募に	大学等の機関とのことだ	テーマを提案をすることも、それぞれ異なる研究開発テーマで提案をす
ついて	が、) 同一機関から複数	ることもできます。
	の研究者が応募することは	
	可能ですか?	
主任研究	事業期間中に45歳以	可能です。マッチングサポートフェーズから共同研究フェーズに移行す
者・登録研	上になった場合でも、事業	る場合も同様に、事業期間中に 45 歳以上になっても継続可能で
究員につい	は継続可能ですか?	す。
τ	45 歳以上の研究者	できません。本事業の対象者は、主任研究者及び登録研究員とも
	(例えば同じ研究室の教	に事業の開始年度(2021年度)の4月1日時点において45歳
	授等)を研究員として登	未満の研究者のみです。
	録することは可能ですか?	
	学生(博士前期・後	可能です。
	期課程、修士課程、学部	但し、日本国内に所在する大学等に所属しており、交付決定まで
	学生等)を研究員として	に、交付先となる大学等との間で守秘義務を含む雇用契約が締結さ
	登録することは可能です	れていることが必要です。また、助成事業の開始年度(2021年)
	か?	度)の4月1日時点において45歳未満であることが必要です。
	学生(博士前期・後	主任研究者は、助成事業の責任者となります。本助成金について
	期課程、修士課程、学部	は、大学等に対して交付するものですが、学生の立場で助成事業の
	学生等)が主任研究者と	責任者となることは困難と考えれることから、学生は主任研究者には
	なることは可能ですか?	なれません。
	他の大学等の研究者	NEDO 助成事業では、助成金の交付は機関毎となります。従っ
	(45 歳未満)を研究員	て、提案者とは異なる大学等に所属する研究者は、提案者と共同で
	として登録することは可能	助成事業を実施する主任研究者となります(主任研究者の要件を
	ですか?	 満たしていることが必要です)。研究者が学生の場合は、主任研究
		者となれないため、提案者の所属する大学等との間で、交付決定まで
		に守秘義務を含む雇用契約が締結されていれば、研究員として登録
		することが可能です。
		:::::::: -

-		
	共同研究等を実施する	例えば出向等により、交付対象の大学等と雇用契約が締結されて
	企業の研究者を研究員と	いる企業の研究者は、大学等の研究員として登録することが可能で
	して登録することは可能で	す。
	すか?	但し、事業の開始年度(2021 年度)の4月1日時点において
		45 歳未満であることが必要です。
所属機関の	交付決定後、主任研	<事業を継続する>
変更につい	 究者の所属機関が変更と	 事業を継続する場合は、NEDO に対して事業計画変更承認申請
τ	 なった場合はどうなります	 書(交付申請書様式第6)又は事業承継承認申請書(交付申
	か?	請書様式第8-1、8-2)を提出してください。
		おお、主任研究者を変更して事業を継続する場合、主任研究者を
		交付対象の機関に所属する 45 歳以上の研究者に変更すること、交
		付対象外の機関に所属する研究者に変更することはできません。
		13万38/71の188月に77月20日 OBJ DE BIC文文 9 OCCIO CC G C 700
		 <事業を中止する>
		事業の継続が難しい場合には、NEDO に対して助成金交付申請
		取下げ届出書を提出してください(交付申請書様式第5)。
研究開発の	内容	
研究開発分	ELSI 等の人文社会学	助成事業の研究テーマとなるのは、企業との共同研究等により、我
研究開発分野について	ELSI 等の人文社会学 研究は対象となりますか?	助成事業の研究テーマとなるのは、企業との共同研究等により、我が国の産業技術力の向上につながるものです。
野について	研究は対象となりますか?	が国の産業技術力の向上につながるものです。
野について 実用化につ	研究は対象となりますか? 実用化に向けた研究開	が国の産業技術力の向上につながるものです。 本事業では、企業が大学等との共同研究等により、事業終了から
野について 実用化につ	研究は対象となりますか? 実用化に向けた研究開 発に対して助成するとのこ	が国の産業技術力の向上につながるものです。 本事業では、企業が大学等との共同研究等により、事業終了から 5年後までの実用化を目指す研究開発(技術シーズ)を対象として
野について 実用化につ	研究は対象となりますか? 実用化に向けた研究開 発に対して助成するとのこ とだが、実用化はいつ頃の	が国の産業技術力の向上につながるものです。 本事業では、企業が大学等との共同研究等により、事業終了から 5年後までの実用化を目指す研究開発(技術シーズ)を対象として います。
野について 実用化につ	研究は対象となりますか? 実用化に向けた研究開 発に対して助成するとのこ とだが、実用化はいつ頃の	が国の産業技術力の向上につながるものです。 本事業では、企業が大学等との共同研究等により、事業終了から 5 年後までの実用化を目指す研究開発(技術シーズ)を対象として います。 なお、本事業でいう実用化とは、当該研究開発に基づく成果物 (サービス等含む)の社会的利用(顧客への提供等)が開始され
野について 実用化につ	研究は対象となりますか? 実用化に向けた研究開 発に対して助成するとのこ とだが、実用化はいつ頃の	が国の産業技術力の向上につながるものです。 本事業では、企業が大学等との共同研究等により、事業終了から 5 年後までの実用化を目指す研究開発(技術シーズ)を対象として います。 なお、本事業でいう実用化とは、当該研究開発に基づく成果物
野について 実用化につ	研究は対象となりますか? 実用化に向けた研究開 発に対して助成するとのこ とだが、実用化はいつ頃の	が国の産業技術力の向上につながるものです。 本事業では、企業が大学等との共同研究等により、事業終了から 5 年後までの実用化を目指す研究開発(技術シーズ)を対象として います。
野について実用化について	研究は対象となりますか? 実用化に向けた研究開発に対して助成するとのことだが、実用化はいつ頃の想定ですか?	が国の産業技術力の向上につながるものです。 本事業では、企業が大学等との共同研究等により、事業終了から 5 年後までの実用化を目指す研究開発(技術シーズ)を対象として います。 なお、本事業でいう実用化とは、当該研究開発に基づく成果物 (サービス等含む)の社会的利用(顧客への提供等)が開始され るものに加え、試作品等のサンプル提供以上の開発段階のものも含 みます。 <目的・目標の変更>
野について実用化について	研究は対象となりますか? 実用化に向けた研究開発に対して助成するとのことだが、実用化はいつ頃の想定ですか? 交付決定後、事業期間途中に研究開発の目	が国の産業技術力の向上につながるものです。 本事業では、企業が大学等との共同研究等により、事業終了から 5 年後までの実用化を目指す研究開発(技術シーズ)を対象として います。
野について実用化について	研究は対象となりますか? 実用化に向けた研究開発に対して助成するとのことだが、実用化はいつ頃の想定ですか? 交付決定後、事業期間途中に研究開発の目的・目標等の変更は認め	が国の産業技術力の向上につながるものです。 本事業では、企業が大学等との共同研究等により、事業終了から 5 年後までの実用化を目指す研究開発(技術シーズ)を対象として います。 なお、本事業でいう実用化とは、当該研究開発に基づく成果物 (サービス等含む)の社会的利用(顧客への提供等)が開始され るものに加え、試作品等のサンプル提供以上の開発段階のものも含 みます。 〈目的・目標の変更〉 出口イメージ(研究開発成果の応用先)等の目的及び目標につ いては、変更申請内容を踏まえ、審査等により変更の可否を判断し
野について実用化について	研究は対象となりますか? 実用化に向けた研究開発に対して助成するとのことだが、実用化はいつ頃の想定ですか? 交付決定後、事業期間途中に研究開発の目的・目標等の変更は認められますか?また、共同研	が国の産業技術力の向上につながるものです。 本事業では、企業が大学等との共同研究等により、事業終了から 5 年後までの実用化を目指す研究開発(技術シーズ)を対象として います。
野について実用化について	研究は対象となりますか? 実用化に向けた研究開発に対して助成するとのことだが、実用化はいつ頃の想定ですか? 交付決定後、事業期間途中に研究開発の目的・目標等の変更は認められますか?また、共同研究等を実施する企業の変	が国の産業技術力の向上につながるものです。 本事業では、企業が大学等との共同研究等により、事業終了から 5 年後までの実用化を目指す研究開発(技術シーズ)を対象として います。
野について実用化について	研究は対象となりますか? 実用化に向けた研究開発に対して助成するとのことだが、実用化はいつ頃の想定ですか? 交付決定後、事業期間途中に研究開発の目的・目標等の変更は認められますか?また、共同研	が国の産業技術力の向上につながるものです。 本事業では、企業が大学等との共同研究等により、事業終了から 5 年後までの実用化を目指す研究開発(技術シーズ)を対象として います。
野について実用化について	研究は対象となりますか? 実用化に向けた研究開発に対して助成するとのことだが、実用化はいつ頃の想定ですか? 交付決定後、事業期間途中に研究開発の目的・目標等の変更は認められますか?また、共同研究等を実施する企業の変	が国の産業技術力の向上につながるものです。 本事業では、企業が大学等との共同研究等により、事業終了から 5 年後までの実用化を目指す研究開発(技術シーズ)を対象として います。
野について実用化について	研究は対象となりますか? 実用化に向けた研究開発に対して助成するとのことだが、実用化はいつ頃の想定ですか? 交付決定後、事業期間途中に研究開発の目的・目標等の変更は認められますか?また、共同研究等を実施する企業の変	が国の産業技術力の向上につながるものです。 本事業では、企業が大学等との共同研究等により、事業終了から 5 年後までの実用化を目指す研究開発(技術シーズ)を対象としています。 なお、本事業でいう実用化とは、当該研究開発に基づく成果物(サービス等含む)の社会的利用(顧客への提供等)が開始されるものに加え、試作品等のサンプル提供以上の開発段階のものも含みます。 〈目的・目標の変更〉 出口イメージ(研究開発成果の応用先)等の目的及び目標については、変更申請内容を踏まえ、審査等により変更の可否を判断します。 〈事業期間の変更〉 事業期間の変更〉 事業期間の変更 し、何らかの理由により事業期間の延長・短縮を希望される場合
野について実用化について	研究は対象となりますか? 実用化に向けた研究開発に対して助成するとのことだが、実用化はいつ頃の想定ですか? 交付決定後、事業期間途中に研究開発の目的・目標等の変更は認められますか?また、共同研究等を実施する企業の変	が国の産業技術力の向上につながるものです。 本事業では、企業が大学等との共同研究等により、事業終了から 5 年後までの実用化を目指す研究開発(技術シーズ)を対象として います。

		<交付決定額の変更>
		交付決定額の変更については原則認められません。
		但し、何らかの理由により共同研究等の内容の見直しが必要な場
		合は、別途ご相談ください。
		<共同研究等を実施する企業の変更>
		共同研究等を実施する企業の変更は認められませんが、企業の追
		加については正当な理由(実用化等の可能性の向上、研究開発の
		加速等)がある場合、審査等により変更の可否を判断します。
成果につい	本事業以外の成果	問題ありません。
τ	(企業単独の研究開発	但し、本事業と本事業以外のものについては、研究開発の実施内
	成果等)と組み合わせて	容、資金等が分けて整理されている必要があります。
	実用化を目指しても問題	成果の発表等についても、本事業以外の、例えば同じ研究室の教
	ないですか?	授等(45歳以上の研究者)が実施する研究開発の成果と組み合
		わせて行っても問題ありません。
事業期間・」	###	
尹未知问"」	N) 17% 212	
申請の基準	事業開始が2022年3	マッチングサポートフェーズの場合、事業開始から1年間(2022年
について	月頃とのことだが、例えばマ	3 月~2023 年 2 月予定)で 1,000 万円以内、かつ、各年度で
	ッチングサポートフェーズの	1,000 万円以内です(共同研究フェーズの場合は同期間で 3,000
	場合、助成金の額は	万円以内)。事業 1 年目については、2021 年度と 2022 年度に
	2021年度(2022年3	分けて予算計画を記載してください(事業 2 年目については 2022
	月)で 1,000 万円以内	年度と 2023 年度に分けて記載してください)。
	ですか?	
	NEDO に申請する助成	助成金の申請額の下限は設定しませんが、採択審査において研
	金の下限はありますか?	究開発の成果が産業に応用される可能性も評価されます。したがっ
		て、提案内容(研究開発予算を含む)が実用化に向け、適切なも
		のであるかが審査されます。
	応募する共同研究フェ	1年間の提案でも構いません。ただし、実用化に向けた適切な計画
	-ズの事業期間は○年以	としてご提案ください。
	上といった決まりはあります	
	か?	
企業が支払	共同研究等を実施する	本事業における「共同研究等費」からの収入額は、「NEDO に
う共同研究	企業からの共同研究等費	申請する助成金」の額と同額になります。なお、別の研究開発計画
等費用につ	用が、NEDO に申請する	(研究開発テーマ、期間、契約額等)として整理されていれば、本
いて	助成金の額より多くても問	事業とは別に当該企業と共同研究等を行っていても問題ありません。
	題ないですか?	

<u> </u>	T	
	共同研究等費用に企	できません。対象となるのは企業から大学等の口座に振り込まれ、
	業の研究者の人件費相	大学等が直接使用する経費のみです。
	当額等を含むことは可能	
	ですか?	
助成金の支	助成金はいつ支払われ	毎年度末に実施する検査または事業終了時の検査で、助成金の
払について	ますか?	額を確定した後にお支払いします。
		但し、必要に応じて年 4 回の概算払が可能です。
間接経費に	間接経費は対象となり	本事業は助成事業ですが、間接経費も対象とします。間接経費
ついて	ますか?	は、直接経費の合計に間接経費率を乗じて算出します。原則、国公
		立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高
		等専門学校は 15% (国公立研究機関、国立研究開発法人、独
		立行政法人、地方独立行政法人及びこれらに準ずる機関は
		10%)としますが、この率を下回る率を用いるときは、その率とします。
		なお、助成事業に直接従事する研究者等又はその研究者等が所属
		する研究室等に対し、当該研究者等が必要とする間接経費の配分
		を行う場合には、前記の間接経費率に、大学他の場合は 15% (国
		立研究開発法人他の場合は 10%)を加算することができます。
ステージゲー	-卜審査·中間評価	
審査内容に	ステージゲート審査(マ	ステージゲート審査は、マッチングサポートフェーズにおいて、事業開
ついて	ッチングサポートフェーズ)	始後1年目の終了前及び2年目の終了前に実施する予定です。ス
	ではどのようなことを審査さ	テージゲート審査では、「研究開発進捗・成果の妥当性」、「企業との
	れますか?	共同研究等の有無」、「共同研究フェーズの実施計画の妥当性」等を
		審査します。
	中間評価(マッチング	中間評価は、マッチングサポートフェーズにおいては、事業期間が 1
	サポートフェーズおよび共	年間を超える場合に実施し、「研究開発進捗」、「企業との共同研究
	同研究フェーズ)ではどの	等に至る可能性」等を審査します。共同研究フェーズにおいては、事
	ようなことを審査されます	業期間が 2 年間を超える場合に実施し、「研究開発進捗」、「実用
	か?	化の見通し」等を審査します。
e-Rad		
e-Rad の登	共同研究フェーズに応	必要ありません。大学等のみ登録してください。
		1
録について	募する場合、企業も e-	
録について	募する場合、企業も e- Rad に登録する必要はあ	
録について		

	○ Dad 不쪼샤크士フ때☆	提案書の技術キーワードは、別紙 1「技術キーワード一覧」から選
	e-Radで登録する研究	
	分野が、提案書に記載す	択して記載してください。e-Radで登録する研究分野は、提案書で記
	る技術分野(別紙 1「技	載した技術キーワードに近いものを選択してください。
	術キーワード一覧」)と一	
	致しませんが、どうすればい	
	いですか?	
その他		
応募の対象	若手の要件を満たして	若手の要件を満たし、所属する大学等との間で守秘義務を含む雇
(提案者)	いれば、教授や非常勤講	用契約が締結されていれば、役職は問いません。
について	師でも応募の対象となりま	
	すか?	
	外国籍の研究者の応	応募可能です。「日本国内に所在する大学等に所属しており、交
	募は可能ですか?また、	付決定までに所属する大学等との間で守秘義務を含む雇用契約が
	 応募時の提出書類(提	締結されている」研究者であれば、国籍は問いません。
	 案書等)を英語等で記	但し、提案書等については、日本語で記載してください。
	 載することは認められます	
	か?	
		「1 度も企業と共同研究等を実施したことのない」に該当する必要
	 募対象は、これまでに1度	はありません。
	も企業と共同研究等を実	
	施したことのない若手研究	
	者だけですか?	
	一般社団法人、一般	対象となりません。
	財団法人は応募の対象と	^」350-655607000 但し、大学等の共同研究等実施先(企業)となることは可能で
	なりますか?	す。
	(A)A 9 // :	^ ° また、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
		(公益法人認定法)により公益性の認定を受けた一般社団法人
		(公益法人誌と法)により公益性の誌とを受けた一般社団法人 (公益社団法人)、一般財団法人(公益財団法人)」は対象と
		なります。
	NEDO & ICT SEO.	
重複申請に	NEDO や JST 等の他	可能です。
ついて	事業と同時に応募すること	但し、事業目的が同様の内容で、既に国の予算を原資とする事業
	は可能ですか? 	(他府省の事業を含む)に採択されている場合、本事業に応募する
		ことはできません。
		また、応募後に、事業目的が同様の内容で他事業での採択が決
		定した場合、重複して本事業の助成を受けることはできません。

産業財産権	特許を出願する場合、	特許の出願の他、取得、譲渡、実施権の設定等については、助成
について	事前にNEDOへ報告する	事業の進捗把握のため、事前の報告をお願いしています。
	必要はありますか?	また、年度ごとに提出していただく実績報告書及び助成事業完了
		年度の翌年以降 5 年間 NEDO 提出していただく実用化状況報告
		書にて、産業財産権の出願、取得等の状況について報告していただ
		きます。
	本事業の成果により得	本事業は助成事業のため、知的財産は大学等(及び共同研究
	られた知的財産の取り扱	等を実施する企業)に帰属します。
	いはどうなりますか?	
財産の処分	本事業で取得した財産	事業者に帰属します。但し、基本的には、助成金の交付目的以外
制限につい	(機械装置等)は事業	での使用は認められません(競争的研究費のルールに従います)。
τ	者に帰属しますか?	なお、取得価格が50万円以上の財産については、補助金等適正
		化法により処分制限の対象となります。
収益納付に	本事業の成果を企業が	助成金の交付先の大学等のみが収益納付の対象となるため、企
ついて	製品化・実用化した場	業の収益は対象外です。
	合、企業の収益も収益納	
	付の対象となりますか?	
	本事業の成果により、	サンプルの有償提供、産業財産権の譲渡・実施料等が対象となり
	大学等が製品化・実用化	ます。
	等による収益が生じること	
	はほとんどないと思うが、他	
	にどういったものが収益納	
	付の対象となりますか?	

2021.08.31 作成

2021.09.14 改訂

2021.09.28 改訂

2021.10.08 改訂